

見附市立上北谷小学校におけるいじめの防止等のための基本方針

令和6年4月

見附市立上北谷小学校

はじめに

この見附市立上北谷小学校におけるいじめの防止等のための基本方針（以下「学校基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号、改訂後平成28年法律47号以下「法」という。）第13条の規定、さらに新潟県いじめ等の対策に関する条例（令和2年12月法律第71号以下「県条例」という）及び見附市いじめ防止等のための基本的な方針（令和元年6月、令和3年9月改定、令和5年12月改定）に基づき、本校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、全ての児童に関係する問題であり、どの児童にも、どの学校にも起こる可能性があることを踏まえ、本校の全ての児童を対象とし、学校の教育活動全体を通じて、いじめの未然防止の具体的な取組を推進するとともに、いじめの早期発見、迅速かつ的確な対応に向けた具体的な対策について、学校全体で組織的かつ計画的・継続的に取り組む。

また、いじめ問題への取組の重要性について、保護者・地域へも認識を広め家庭、地域住民や関係者との連携のもと、いじめ防止等に係る取組を推進する。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置及び取組

本校に、いじめの防止等に関する対策をより実効的に行うための組織（以下「組織」「委員会」という。）として、「いじめ問題等対策委員会」を設置する。

当該組織は、本校におけるいじめ防止等に係る指導や支援の体制構築、対応方針の決定、保護者及び関係機関等との連携といった対応を組織的に実施する際、中核としての役割を担う。

(1) 構成員

校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、担任、（必要に応じて担当者）、スクールカウンセラー

(2) 役割内容

- ア) 学校基本方針に基づく未然防止などの取組の実施、進捗状況の確認、年間計画の作成・実行・検証・修正など
- イ) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に係る情報の収集と記録及び共有
- ウ) 児童や保護者・地域への意識啓発と情報発信等
- エ) 教職員の資質向上、意識啓発等に向けた研修などの企画と実施
- オ) いじめやいじめが疑われる行為等に対する相談、通報の窓口
- カ) 発見されたいじめやいじめの疑いがある事案への対応
- キ) 情報の迅速な共有、関係ある児童への時事関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定、保護者、関係機関等との連携など。

3 いじめ防止等のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

①分かる授業の実施・授業改善

- ・ねらいを明確にし、全ての児童が参加、活躍できる授業の工夫
- ・授業中の規律の徹底（姿勢・聞き方・話し方・学習の準備等）

②道徳教育の充実

- ・児童の実態に合った資料の活用
- ・継続的な実践力の育成

③人権教育、同和教育の推進

- ・人権強調週間（12月上旬）…絆集会の実施・人権にかかわる道徳授業の実施
- ・「生きる」シリーズの活用
- ・人権教育、同和教育についての校内研修の実施

④社会性の育成、人間関係づくりの能力の育成

<異学年交流>

- ・なかよしグループ（縦割り班）での活動

<他校との交流>

- ・みつばプラン交流（上北谷小・第二小・田井小による交流）
- ・ちごし保育園や南中学校区の他校との交流

<地域との交流>

- ・農園活動（チーム上北の皆さん）
- ・上北オータムフェスティバル、運動会、わくわくコンサート等（地域コミュニティとの連携）
- ・こぶし忌（矢沢幸記念事業実行委員会） など

⑤児童の主体的な取組

- ・学級活動 6月と11月

学級の問題点を明らかにし、児童による主体的な学級の問題解決を図る学級活動
→絆朝会において成果の発表

- ・深めよう絆強調週間 6月・11月

生活目標とタイアップさせ、絆を深める活動に全校で取り組む。

*南中学校区いじめ見逃しゼロスクール集会への参加・・・11月

⑥情報モラル、インターネットの適切な利用に関する指導

学級指導の時間や学年懇談会において指導や啓発を行う。また、メディア機器を利用する上での危険性やマナーについて、学ぶ機会を設定する。

- ・生活強調週間の実施：6月・9月・11月・1月に実施
自らの生活プランニング力の向上を図る。

⑦職員間の情報交換、情報共有、連携の強化

毎週木曜日の職員打ち合わせ時間を利用し、児童の情報交換を行い、共有化を図る。

⑧スクールカウンセラーの活用

- ・児童や保護者の悩みに応じた相談やカウンセリングをしてもらう。
- ・いじめ対応にあたり、協議に参加してもらう。

(2) 早期発見のための取組

①定期的なアンケート（生活アンケート）等の実施

②個別の教育相談の実施と充実

③日頃からの児童の些細な変化、兆候への気付きと的確な関わり

（週1回児童理解の場の設定、職員研修等による教職員の資質、力量の向上）

④保護者、地域からの情報収集

⑤スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の活用等

(3) いじめへの対処（迅速かつ的確な対応）

① 組織的な対応による事実確認

- ・いじめられた児童の不安を取り除く、継続的なケアを行う。
- ・いじめをしている児童には、抱えている問題やいじめの背景にも目を向け、教育的配慮のもと、いじめの非に気付かせ、指導を行う。
- ・いじめられていた児童の保護者への対応

- ・いじめをした児童の保護者への対応
- ・その他児童生徒への対応
- ② 市教委への報告、指導・支援による対応
 - ・保護者、関係機関、専門機関と連携した対応をとる。

(4) 保護者・地域との連携及び意識啓発等

- ① 保護者・地域との連携による取組
 - ・PTA及び地域の活動によるいじめ防止等の取組の実施
 - ・学校運営協議会（上北 style）において、自校の取組等の説明と課題解決に向けた対応策の検討
 - ・安全パトロール隊における登下校の見守り、教育活動の協力者等からの情報収集
- ② 保護者・地域への意識啓発
 - ・PTA総会において、いじめの防止等に関する学校基本方針及び具体的な取組、保護者の責務について伝え、意識の啓発を行う。
 - ・保護者及び地域の方を対象とした、いじめ問題やネットトラブル等に関わる研修（講演会等）を必要に応じて実施する。

(5) 関係機関等との連携

- ① 中学校区幼保小中の連携強化
 - ・南中学校と、適宜情報交換を行う。
 - ・ちごし保育園の年長児に関する情報交換を3月に行う。
- ② 見附警察署、児童相談所、見附市青少年育成センター等との連携を図る。

(6) いじめの解消

いじめ解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめにかかわる行為が少なくとも3か月継続して止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人及び保護者に確認し、認められること

4 重大事態への対応

(1) 重大事態について

重大事態とは、以下のようなケースを想定している。

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合など
- ② いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
（「相当の期間」については、年間30日を目安としているが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合も含む。）
- ③ 児童や保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる。

(2) 重大事態発生時の対応

- ① 学校は重大事態の発生を直ちに見附市教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ② 事案の事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ア) 学校が調査主体となる場合
 - ・組織による調査体制を整える。

- ・組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- ・調査結果を見附市教育委員会に報告する。
- ・見附市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。

イ) 見附市教育委員会が調査主体となる場合

- ・学校の設置者の調査依頼に必要な資料の提出など、調査に協力する。

③ 重大ないじめ事案やいじめが犯罪として取り扱われるべきと認められる事案においては、学校は警察に相談・通報を行う。

5 いじめ防止等の年間計画について

別紙「見附市立上北谷小学校におけるいじめ防止等のための年間計画」参照

6 取組の評価と学校基本方針の見直し及び修正

(1) 「取組評価アンケート」等の実施

P D C Aサイクルで取組を実施するとともに、「取組評価アンケート」等を活用し、定期的に取り組の評価と見直しを行う。

○お父さんは、喜んで、もしくは目的をもって学校に通っていますか。

○学校は、児童生徒の人間関係の問題に対して適切に対応していると思いますか。

(2) 学校基本方針の見直しと修正

「取組評価アンケート」等の結果及び評価等に基づき、必要に応じて学校基本方針の見直しと修正を行う。

【参考】

○ いじめの定義（法の第2条）

この法律において「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している該当児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ類似行為（県条例第2条第2項）

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している該当児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものとされている。

○ いじめ基本方針の策定（法の第13条）

学校は、国の基本方針又は地域基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ「学校のいじめ防止基本方針」を定める。

○ 組織の設置（法の第22条）

学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「組織」を置くものとする。

○ 保護者の責務等（法の第9条）

保護者は、子の教育について第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。